

第2章 生物多様性おきなわ戦略の改定にあたって

第2章では、生物多様性に関する国内外の動向についてまとめ、それを踏まえて第二次生物多様性おきなわ戦略（以下、本戦略）の位置づけと方向性について記載しています。

1. 生物多様性に関する国内外の動向と生物多様性国家戦略 2023-2030 の策定について

(1) 国内外における動向

① 愛知目標と生物多様性における世界の現状

「生物多様性条約」は、生物多様性の保全と持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分を目的とした国際的な枠組として、1992年に採択され、日本は1993年に条約を締結しています。

2010年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では、日本で培われた知恵と伝統に基づく考え方を基に「自然と共生する世界」という世界目標が合意されました。あわせて、2020年までに生物多様性の損失を止めるために「愛知目標」として20項目の個別目標が決まりました。

しかし、愛知目標の最終年である2020年に生物多様性条約事務局が公表した「地球規模生物多様性概況第5版（GBO5：Global Biodiversity Outlook5）」によると、愛知目標の達成状況（世界全体）は、20の個別目標のうち、完全に達成できたものはないという厳しい結果が示されました。

愛知目標（ターゲット）の達成状況¹⁰

No.	目標の内容	達成状況	No.	目標の内容	達成状況
1	普及啓発	未達成	11	陸17%海10%を保護地域	一部達成
2	国家・地域戦略の立案	未達成	12	絶滅危惧種の保全	未達成
3	有害な補助金の廃止・奨励措置の改革	未達成	13	遺伝的多様性の保全	未達成
4	持続可能な消費と生産	未達成	14	生態系サービスの平等な分配	未達成
5	生息地損失の低減	未達成	15	劣化した生態系の回復	未達成
6	水産資源の持続性	未達成	16	遺伝資源の平等な分配	一部達成
7	陸域資源の持続性	未達成	17	戦略と行動計画	一部達成
8	化学汚染の抑制	未達成	18	伝統的知識の尊重	未達成
9	外来種の防止・制御	一部達成	19	知識・技術の向上	一部達成
10	脆弱な生態系の保護	未達成	20	資金拡大	一部達成

また、GBO5においては、生物多様性は「今までどおり」のシナリオでは損失し続けると予測する一方で、生態系の保全と回復の強化、環境汚染や侵略的外来種及び生物の乱獲に対する行動といったこれまでの自然環境保全の取組に加え、食料の持続可能な生産や、消費と廃棄物の削減といった様々な分野に連携して取り組めば、低下を止めて反転させ、2030年以降には生物多様性の純増加につながる可能性があることを指摘しています。

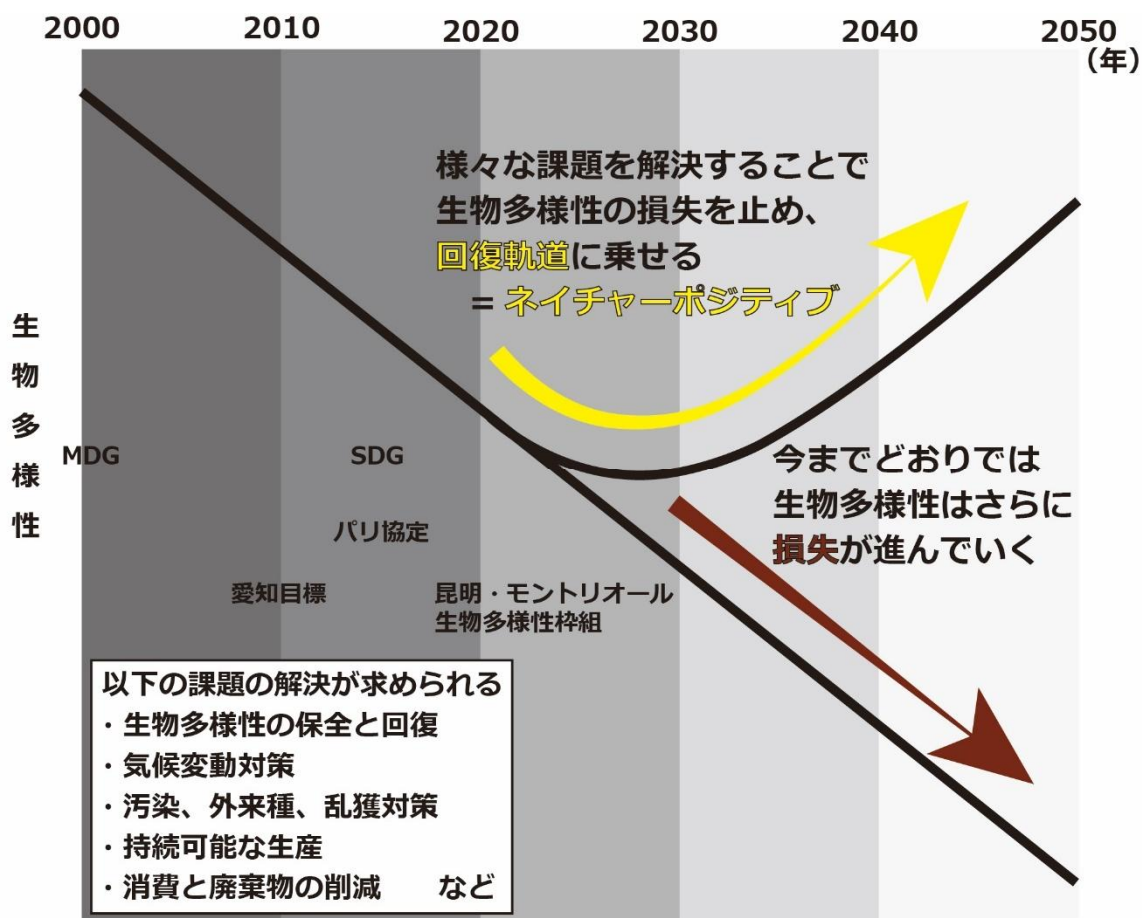
¹⁰「地球に生きる生命の条約～生物多様性条約～」(IUCN-J 2014)

② 昆明・モンリオール生物多様性枠組

愛知目標の後継となる 2020 年以降の世界目標は、「ポスト 2020 生物多様性枠組」と呼ばれ、議論が重ねられてきました。生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）は、新型コロナウイルス感染症の影響により、1 年間の延期の末、2 部に分けて開催されました。第 1 部（2021 年 10 月）では、「ポスト 2020 生物多様性枠組」の採択に向けた決意を示す「昆明宣言」が採択されました。そしてカナダ・モンリオール市で開催された第 2 部（2022 年 12 月）では、ポスト 2020 生物多様性枠組は「昆明・モンリオール生物多様性枠組」として採択しました。

「昆明・モンリオール生物多様性枠組」では、2050 年ビジョン（長期目標）として COP10 で決められた「自然と共生する世界」を引き継ぎ、2030 年ミッション（短期目標）として「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとる」といういわゆる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」を目指し、23 のグローバルターゲットが設定されました。

回復軌道に乗せるためには、一つの行動だけではなく、さまざまな行動分野が生物多様性の低下を遅らせることが可能で、各分野での課題解決への取組が組み合わせれば、低下を止めて逆転させ（流れを変える）、2030 年以降には生物多様性の純増加につながる可能性があります。



ネイチャーポジティブのイメージ図¹¹

¹¹ 「ネイチャーポジティブ経済の実現に向けて」（環境省 2023）をもとに作成

昆明・モンリオール生物多様性枠組の概要¹²

2050年ビジョン	2030年ミッション
自然と共生する社会	自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急行動をとる
2050年ゴール	2030年ターゲット
ゴールA 保全	1 : 空間計画の設定
	2 : 自然再生
	3 : 30by30
	4 : 種・遺伝子の保全
	5 : 生物採取の適正化
	6 : 外来種対策
	7 : 汚染防止・削減
	8 : 気候変動対策
ゴールB 持続可能な利用	9 : 野生種の持続可能な利用
	10 : 農林漁業の持続的な管理
	11 : 自然の調節機能の確保
	12 : 緑地親水空間の確保
ゴールC 遺伝資源へのアクセスと利益配分	13 : 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS)
ゴールD 実施手段の確保	14 : 生物多様性の主流化
	15 : ビジネスの影響評価・開示
	16 : 持続可能な消費
	17 : バイオセーフティー
	18 : 有害補助金の特定・見直し
	19 : 資金の動員
	20 : 能力構築・技術移転
	21 : 知識へのアクセス強化
	22 : 女性、若者及び先住民の参画確保
	23 : ジェンダー平等の確保

¹² 「昆明・モンリオール生物多様性枠組の構造」(環境省生物多様性ウェブサイト)をもとに作成

昆明・モンリオール生物多様性枠組では目標の一つとして、2030年までに陸域・内陸水域及び沿岸域・海域の30%以上を保全する「30 by 30 (サーティ・バイ・サーティ)」が掲げられました。目標達成のためには、保護地域以外の里地里山、社寺林、水源の森、都市の自然などの、「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域 (OECM : Other Effective area-based Conservation Measures)」の認定・管理を推進していくことが求められています。

OECMとは「保護地域以外の地理的に確定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続する方法で統治・管理されているもの」と2018年の生物多様性条約第14回締約国会議 (COP14) で定義されています。

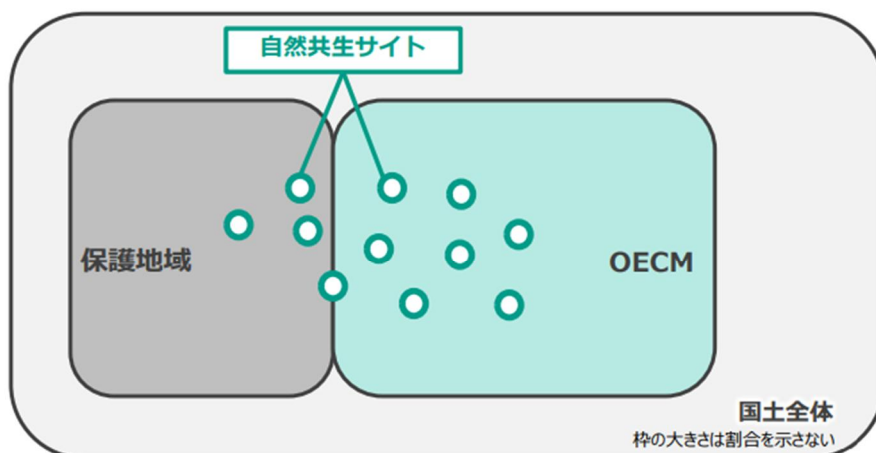
国土全体		
生物多様性の長期的な域内保全に貢献する地域		貢献しない地域
生物多様性保全が主目的	生物多様性保全が主目的ではない	
保護地域	OECM	

30by30に計上される範囲

* 四角の大きさは割合を示すものではない

日本における OECM の考え方¹³

OECMには、民間主体の取組も多く、保護地域内でも民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域があります。そこで、環境省は、保護地域の内外にかかわらず、民間主体の取組区域を捉える仕組みとして、「自然共生サイト」という認定方法を定めました。沖縄県では、信仰の場として自然環境が保たれてきた御嶽のような場所も候補地として考えられます。



図中の○が「自然共生サイト」

保護地域と OECM と自然共生サイトの関係性イメージ¹³

¹³ 「令和5年度第1回 OECM の設定管理の推進に関する検討会資料1」(環境省 2023年7月)をもとに作成

増やそう！「自然共生サイト」

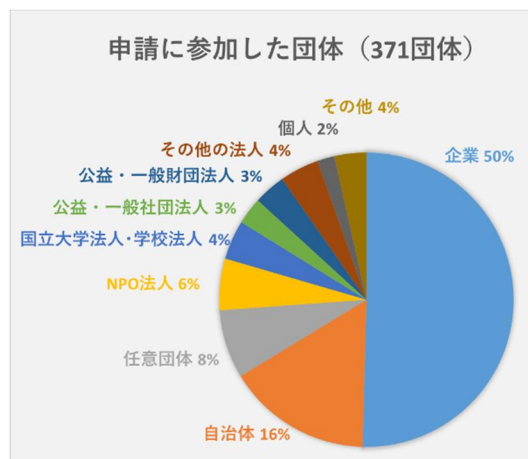
環境省では、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する取組みを令和5年度から始めています。

令和5年度は184か所、令和6年度は144か所、合計328か所の自然共生サイトが認定されています（令和7年3月現在）。

どんな団体が認定されたの？

申請に参加した団体は全部で371でした。一つのサイトに複数の団体で申請している場合があるため、総サイト数の328よりも多くなっています。

最も多いのが企業で全体の約50%、続いて市町村などの自治体が16%、任意団体が8%、NPOが6%、大学などが4%を占めていました。数は少ないですが、個人で認定された方もいます。



※環境省ホームページ「認定サイト一覧」を参考に作成

どんな自然共生サイトがあるの？

最も広いサイトは、北海道大学の研究林で249.5 km²、次いで静岡県静岡市にある社有林で243.7 km²、群馬県尾瀬に広がる水源涵養のための土地で163.3 km²でした。この3つが突出して多く、全体の77.6%を占めていました。一方、面積が小さいサイトは、190m²、約60坪の個人宅の庭のビオトープ(写真①)や200m²のビルの屋上のビオトープ(写真②)となっています。



写真① 西東京市 オーズガーデン



写真② 名古屋市 ビル屋上ビオトープ

生物多様性保全の観点からすると、面積の大きさは大事な要素ですが、その環境の「在来の生き物たちにとっての住みやすさ」も重要です。工夫次第であなた家の庭やベランダも素敵なビオトープになります。

保育園の園庭が自然共生サイトに認定された例もあります。

2,200m²の園庭にはクヌギの林や水田ビオトープが配され、里山環境の創出と同時に園児たちが身近な自然に親しめる環境が整えられています。



茨城県つくば市 つくばこどもの森保育園

海域に指定された自然共生サイトもあります。

沖縄県石垣島の野底崎周辺沿岸は石垣島唯一のウミシヨウブが群生するエリアかつ北限でもあり、希少な生物種が群生する地域です。この地域の北側ではサンゴ礁が発達し、南側の河口部や湾にはマングローブ林や干潟が発達する場所もみられ、自然共生サイトとして認定されました。アオウミガメの食害によりウミシヨウブの数が激減しているため、柵を設置するなどの対策を実施しています。



ウミシヨウブが群生していた時期の様子

開花したウミシヨウブの様子

ウミシヨウブ防護用の柵

石垣島 野底ウミシヨウブ群落 自然共生サイト

法制化による自然共生サイトの強化

認定された 328 カ所の面積を合計すると 935.2 km² となります。沖縄県 (2,282 km²) の 41.0%に相当するため広大に思えますが、日本全体 (378,000 km²) からするとたった0.2%にしか過ぎません。

2025年4月1日から施行された「生物多様性増進法」では、今までの自然共生サイト認証制度を基に、「既に生物多様性が豊かな場所を維持する活動」、「管理放棄地などにおける生物多様性を回復する活動」、「開発跡地などにおける生物多様性を創出する活動」などを含めた広範囲な活動を促進させ、30by30目標にも貢献する制度として期待されています。

参考 環境省ホームページ 30by30 自然共生サイト 認定サイト一覧

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/nintei/index.html>

環境省ホームページ 地域生物多様性増進法の施行後の「自然共生サイト」制度の扱いについて

<https://www.erca.go.jp/nature/pdf/30by30site-NaturalSymbiosis.pdf>

画像：上記サイトの各詳細説明より引用

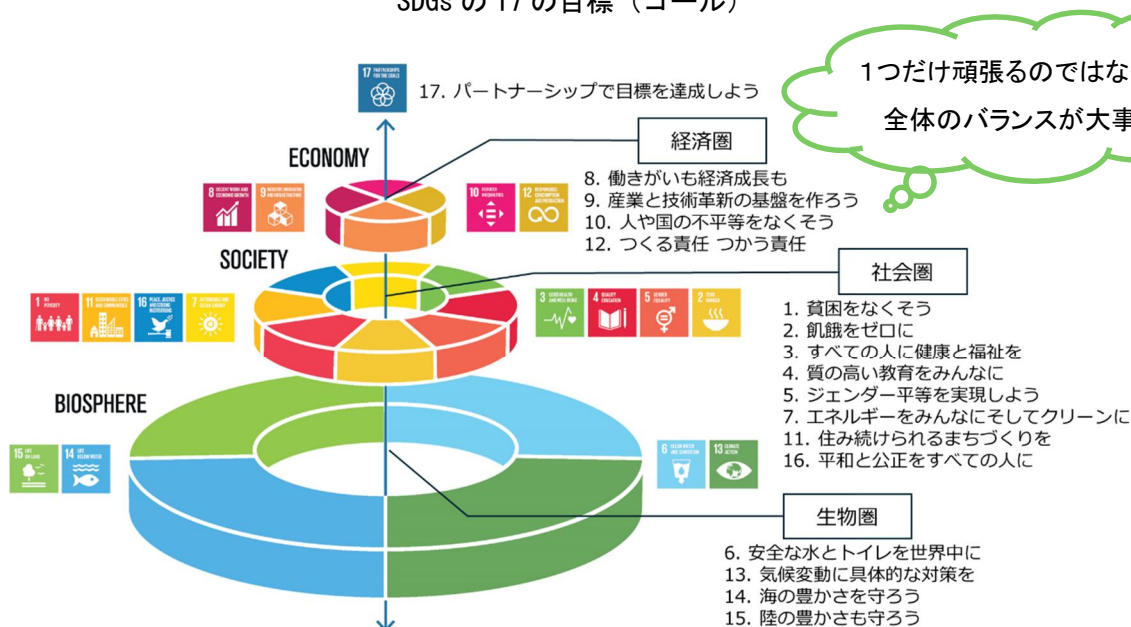
③ 持続可能な開発目標 (SDGs)

国際社会で求められる視点として「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)」があります。SDGs は、2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている 2030 年までの国際目標です。17 のゴール (目標) と 169 のターゲット (指標) から構成され、地球上の「誰ひとり取り残さない」ことを理念として、国境や文化を超えて、世界中の全ての人々が協力して取り組むことを目指しています。持続可能な社会の実現のためには、社会経済活動や私たちの生活の中で 17 のターゲットを意識して、行動を変える必要があります。

17 の目標は、「SDGs ウェディングケーキモデル」に示すように、経済、社会、環境の 3 つの層に分類され、それぞれが密接につながっています。「環境」は土台の部分に位置しており、自然資本や生物多様性が県民の生活や経済活動を下支えしていることを表しています。



SDGs の 17 の目標 (ゴール) ¹⁴



SDGs ウェディングケーキモデル¹⁵

¹⁴ 国際連合広報センター ウェブサイト

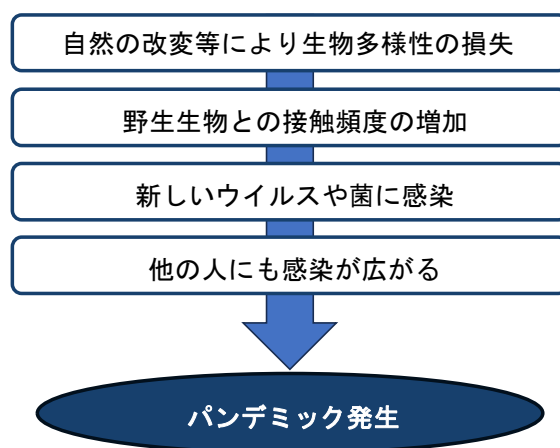
¹⁵ Stockholm Resilience Centre HP をもとに作成

④ ポストコロナ社会とワンヘルス・アプローチ

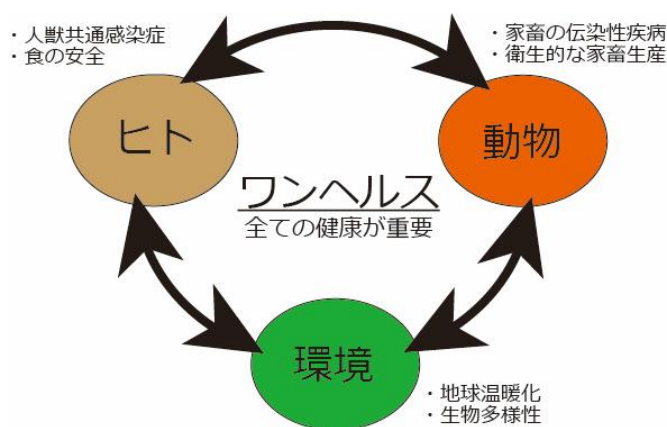
2020年以降、世界は新型コロナウイルス感染症のパンデミックという危機に直面しました。新興感染症が発生する主な要因として、都市化を始めとする自然の改変とも深く関わると指摘されています。またパンデミックの根本的な要因は、生物多様性の損失と気候危機の二つの危機を引き起こす地球環境の変化と同じです。

森林開発や農地化等の土地利用の急速な変化や、野生動物の取引などにより、野生生物と人間、あるいは野生生物同士の接触の機会が多くなり、重度の呼吸器疾患を伴う SARS (Severe Acute Respiratory Syndrome : 2002年発生)、MERS (Middle East Respiratory Syndrome : 2012年発生) のような動物由来の感染症が、この100年で急激に増加しています。今後の感染拡大や、さらなる感染症の発生を防ぐためにも、世界中で連携して野生生物の生息地や生態系の保全に取り組む必要があります。

近年では、人間の健康、動物の健康、環境の健全性はどれが欠けても成立せずこれらの達成に統合的に取り組むことを提案する「ワンヘルス・アプローチ」という考え方があります。つまりは、人の健康を守るためにも、生態系の保全や野生生物の利用の適正管理などを統合的にいき、動物・環境の健全性の向上にも取り組む必要があります。



生物多様性の損失から新興感染症が広がるまでの例



ワンヘルス (One health) とは？¹⁶

¹⁶「ワンヘルス・アプローチに基づく人獣共通感染症対策」(厚生労働省 HP)をもとに作成

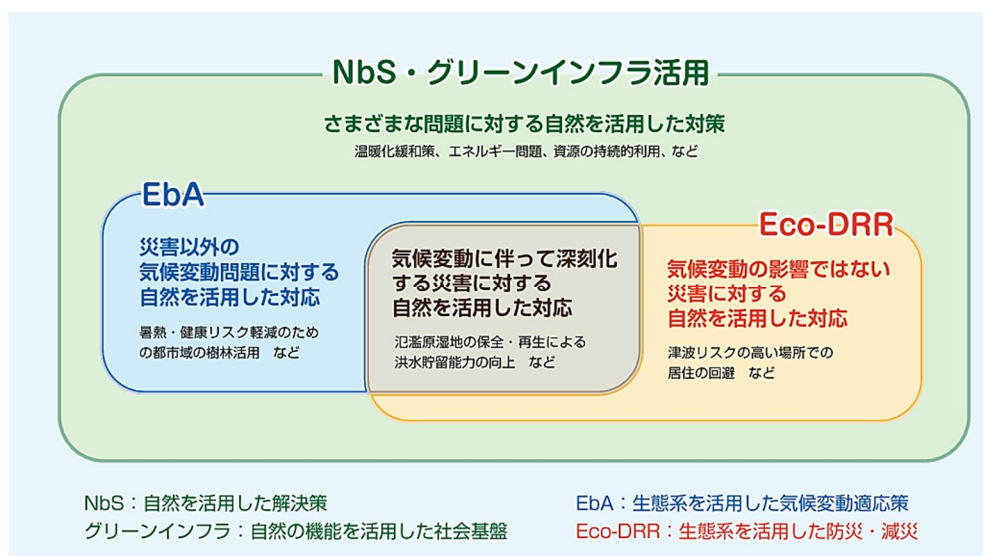
⑤ 自然を活用した解決策 (NbS)

近年、世界的に自然災害が増加しており、災害への対応の強化は国際社会全体にとって、喫緊の課題となっています。自然が持っている機能を持続的に利用し、気候変動対策や防災・減災といった様々な社会課題の解決につなげる考え方を「NbS (Nature-based Solutions : 自然を活用した解決策)」といいます。



NbS (自然を活用した解決策) の概念図¹⁷

NbS には、「グリーンインフラ」、「Eco-DRR (生態系が有する機能を活用した防災・減災)」、「EbA (生態系を活用した気候変動適応策)」などが含まれます。

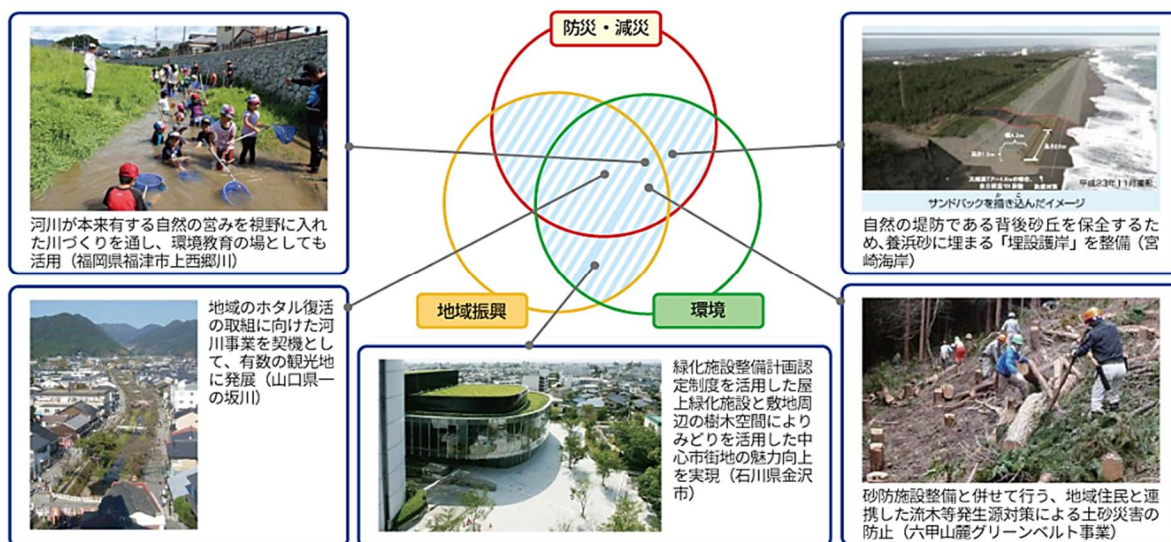


NbS と関連する概念 (グリーンインフラ、Eco-DRR、EbA) の関係¹⁸

¹⁷ 「自然に根ざした解決策に関する IUCN 世界標準」(IUCN 2021年)を加工

¹⁸ 「生態系を活かした気候変動適応 (EbA) 計画と実施の手引き」(環境省 2022年6月)

グリーンインフラ (green infrastructure) は、社会基盤整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用して国土・地域づくりを進める取組で、NbSと同様幅広い概念です。国土交通省は、2023年に「グリーンインフラ推進戦略2023」を策定し、2024年には、都市開発・まちづくりにおけるグリーンインフラへの投資を促進するための入門書¹⁹を公表しています。



グリーンインフラの考え方と事例²⁰

Eco-DRR (Ecosystem-based Disaster Risk Reduction) は、森林保全による土砂災害防止や、屋敷林による防風、河畔や海岸の防備林による侵食や潮害防止、サンゴ礁による高波の軽減、遊水地や霞堤による水害の軽減など、**地域の生態系を防災・減災のために保全・活用すること**です。2015年に仙台市で開催された「第3回国連防災世界会議」では、国際的指針として「仙台防災枠組 2015-2030」が採択され、「防災・減災に役立つ生態系の保全」を優先行動のひとつに位置づけています。

台風常襲地帯である沖縄県では、古くから防災・減災のために自然を活用してきました。島々をとり囲むサンゴ礁は、台風や津波などの高波を弱める天然の防波堤となり、その骨格でできた砂が美しい砂浜を作り、海岸を守っています。陸地では、蔡温の時代(18世紀)から、「抱護(ほうご)」などの風水思想をもとに、集落の屋敷をフクギで囲み、海岸線にはリュウキュウマツやアダンを植えて潮風害を防いできました。

¹⁹ 「グリーンインフラの事業・投資のすゝめ」(グリーンインフラの市場における経済価値に関する研究会 令和6年9月)

²⁰ 「【導入編】なぜ、今グリーンインフラなのか」(国土交通省 HP)



潮害防備保安林（石垣市）²¹



サンゴ礁は自然の防波堤（宮古島市）

EbA（Ecosystem-based Adaptation）は、生態系を活用した気候変動適応策を意味する概念で、気候変動枠組条約と生物多様性条約の両会議で議論されています。国内では、2018年に「気候変動適応法」によって法的な仕組みが整備され、地方自治体による気候変動緩和策の取組みの加速が求められています。

EbA の取り組み例	期待される気候変動適応効果	
<p>農地と河川の間 に湿地を 造成する</p> 	 <p>水環境・ 水資源</p>	<p>栄養塩を吸着した土砂の河川への流出の抑制により、水質悪化リスク低減が期待できる。</p>
	 <p>自然災害</p>	<p>氾濫水の一時貯留（遊水地機能）や内水の一時貯留（調整池機能）により、河川水位の抑制が期待できる。</p>
	 <p>自然 生態系</p>	<p>氾濫原を好む動植物の生育・生息地や、極端気象時の避難場所が確保され、個体群保全効果が期待できる。</p>
	 <p>農林 水産業</p>	<p>水産有用魚の繁殖場所の保全が期待できる。クモなどの益虫の提供機能が期待できる（ただし害虫の発生にも要注意。）</p>
<p>都市内に樹林を 配置する</p> 	 <p>自然災害</p>	<p>植栽基盤の透水性を高めることにより、都市型水害の抑制や、河川への雨水流出抑制・遅延の効果が期待できる。</p>
	 <p>自然 生態系</p>	<p>鳥類や昆虫類の生息環境・移動経路の保全機能が期待できる。</p>
	 <p>健康</p>	<p>高温時の日陰の提供など都市域の高温を緩和する機能が期待できる。</p>
	 <p>国民生活・ 都市生活</p>	<p>郊外からの涼風の導入等により、ヒートアイランドが緩和され、都市環境が快適になる。植物から季節が感じられるようになる。</p>
<p>ため池を管理・維持する</p> 	 <p>自然災害</p>	<p>雨水の流出抑制・遅延を通して河川水位の上昇を緩和する機能が期待できる（ただし堤体構造などの安定性に注意）。</p>
	 <p>自然 生態系</p>	<p>水生植物、水生昆虫などの動植物の生育・生息環境が守られる。</p>
	 <p>農林 水産業</p>	<p>早ばつやトラブルで大規模用水網が活用できない時でも農業用水源が確保できる。</p>

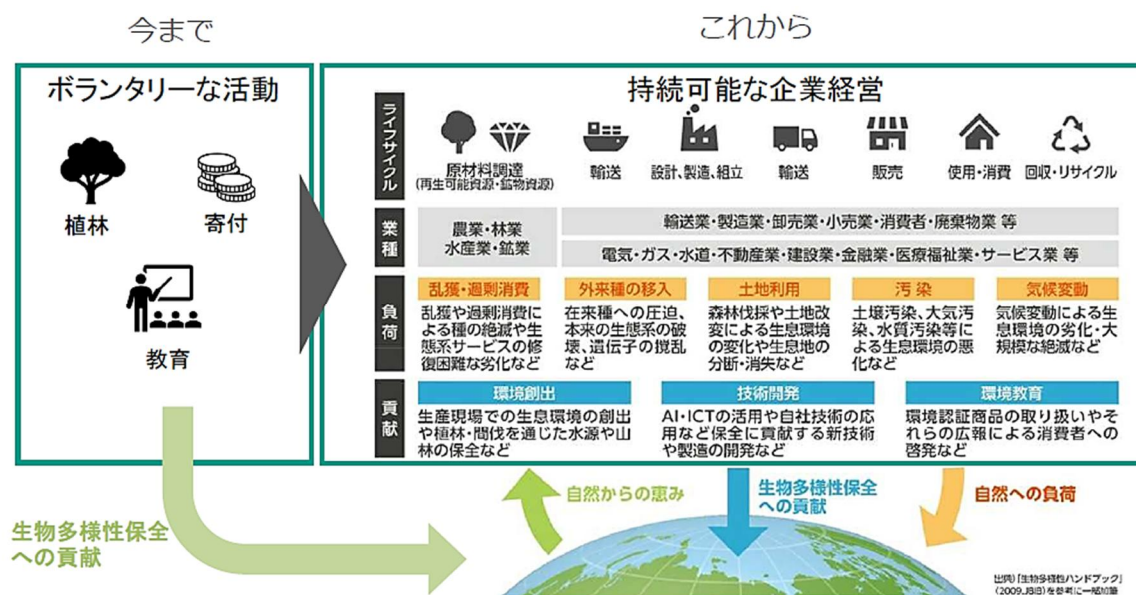
EbA（生態系を活用した適応策）の例と期待される機能²²

²¹「自然と人がよりそって災害に対応するという考え方」（環境省 2016年3月）

²²「生態系を活かした気候変動適応（EbA）計画と実施の手引き」（環境省 2022年6月）

⑥ 企業活動と生物多様性との関わりを評価する

企業は、消費者に商品やサービスを提供する過程で、原材料や輸送・製造で消費するエネルギー等の自然資源を利用しています。今後は持続可能な企業経営のために、生物多様性を基盤とする国内外の生態系への影響を把握し、自然への負荷の低減や生物多様性保全への貢献の取り組みを行っていく必要性が高くなると予想されます。



企業活動と生物多様性の関わり²³

世界では欧米を中心に、企業の長期的な持続可能性を重視して投融資する「ESG投資(≒サステナブル投資)」が進んでいます。「ESG投資」とは、企業の売上などの業績だけでなく、環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)への取り組みを評価して行う投資です。金融機関や投資家は、企業が開示する、持続可能性のための目標・方針や、生態系への影響評価等の「情報」をもとに投融資を判断します。

企業に求められる情報開示のしくみ(枠組)として、SBTs for Nature (Science Based Targets: 自然に関する科学的根拠に基づく目標)²⁴やTNFD (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures: 自然関連財務情報開示タスクフォース)²⁵があり、2023年にTNFD開示枠組が公表されて以降、開示を表明した日本企業は約130社と世界最多となっています(2024年10月30日現在)²⁶。

日本においても、ネイチャーポジティブ経済を実現するために、グリーンファイナンス²⁷やESG投融資を促進するための支援、普及啓発、体制整備等が行われています。

²³ 「次期生物多様性国家戦略(案)地方説明会資料」(環境省 2023年2月)

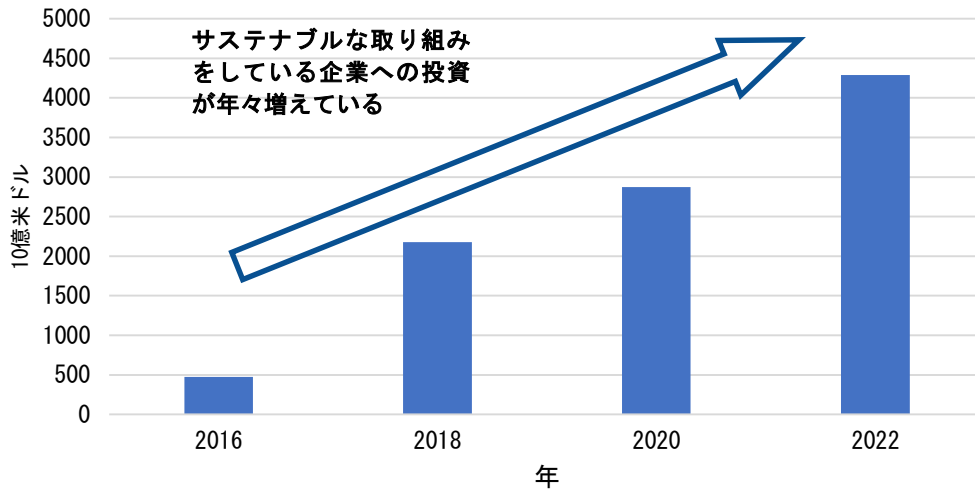
²⁴ 2019年に設立されたSBTN (Science Based Targets Network)が中心となって科学的な目標設定手法を開発している。

²⁵ 民間企業や金融機関が、自然資本及び生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組みを構築する国際的な組織。2021年に設立。

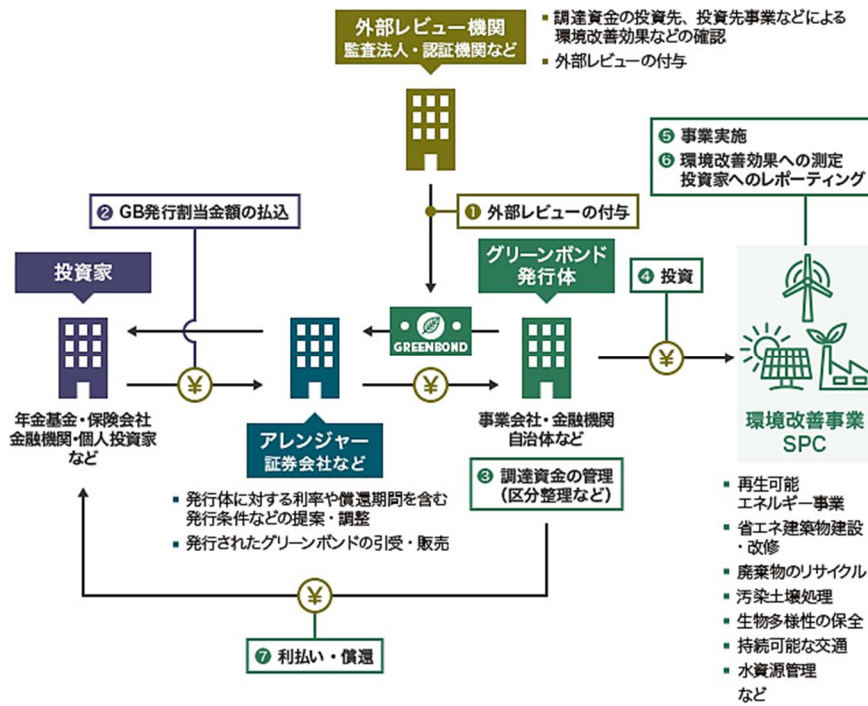
²⁶ 自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)に対する拠出について(環境省HP)

²⁷ グリーンファイナンスとは、再生可能エネルギーや水質改善などの環境関連事業に対して資金を提供することで、グリーンボンド(債券)やグリーンローン(借入)などがある。

サステナブル投資資産（10億米ドル）



日本におけるサステナブル投資（ESG 投資）資産の変化²⁸



グリーンファイナンス（グリーンボンド発行のしくみ）²⁹

環境に配慮した事業が盛んになる一方で、近年ではグリーンウォッシュ（グリーンウォッシング）という言葉が出てきています。これは、「グリーン（＝環境に配慮した）」と「ホワイトウォッシング（＝ごまかす、うわべを取り繕う）」を合わせた造語で、うわべだけ環境保護に熱心に取り組んでいるようにみせることを意味します。せっかく実施している環境に配慮した事業が実態の伴わないものにならないように、その事業について評価や開示などの対応が必要になってくると予想されます。

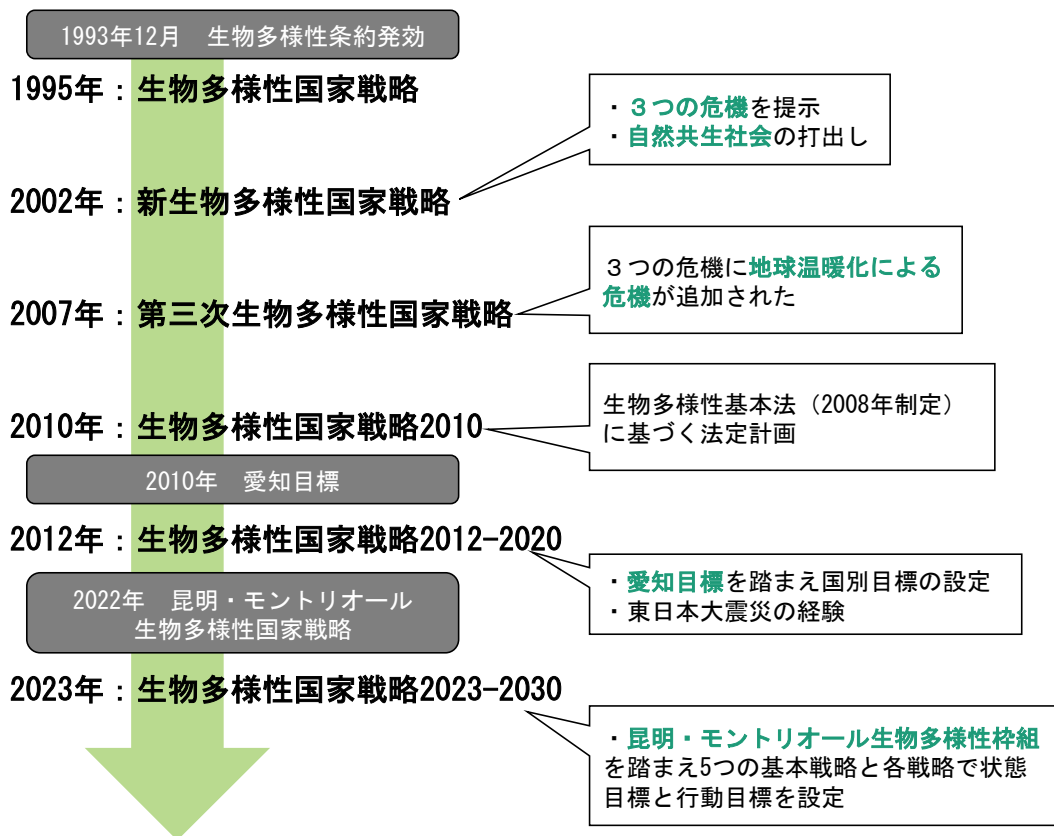
²⁸ 「Global Sustainable Investment Review2022」(GSIA 2022)をもとに作成

²⁹ 環境省グリーンファイナンスポータル ウェブサイト

(2) 生物多様性国家戦略 2023—2030

生物多様性国家戦略とは、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。1995年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、情勢の変化を踏まえながら、これまで5回の見直しを行ってきました。

2008年には生物多様性基本法が施行され、都道府県及び市町村による地域戦略の策定の努力義務などが規定されました。また、2011年には生物多様性地域連携促進法が施行され、地方公共団体や市民団体、地域住民、農林漁業者、企業、専門家等の地域の多様な関係者が連携して、生物多様性保全のための活動を促進するための制度が整備されました。

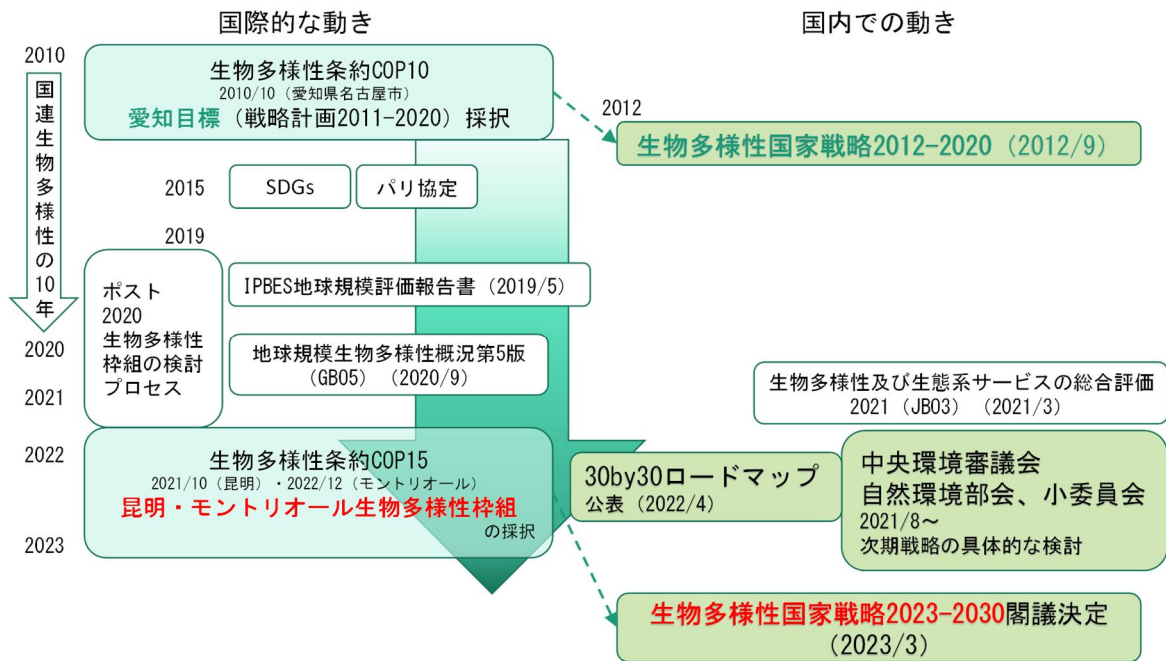


生物多様性国家戦略のあゆみ

2012年に策定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」の後継となる「**生物多様性国家戦略 2023-2030**」が2023年（令和5年）3月に閣議決定されました。

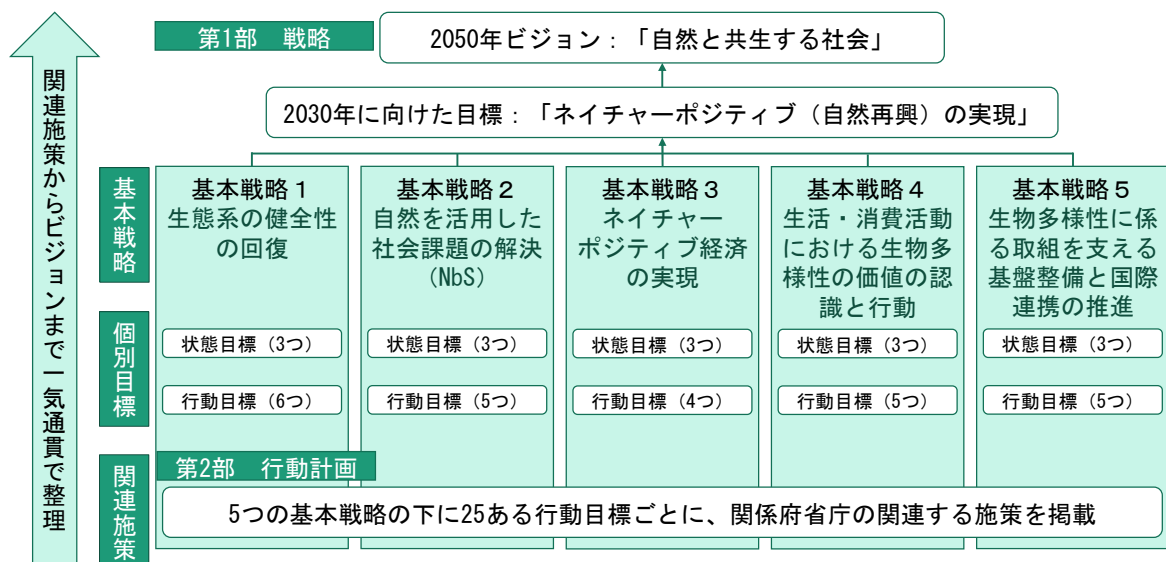
生物多様性国家戦略 2023-2030に関する国内の動きとしては、環境省が「生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討委員会」を設置し、日本の生物多様性及び生態系サービスの現状を評価するとともに、2021年以降の新たな国際目標（昆明・モントリオール生物多様性枠組）及び次期国家戦略の下で取り組むべき課題を整理し、「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021(JBO3)」として公表しました。

2022年4月には、G7サミット（2021年）で約束した「**30by30目標**」を次期国家戦略に組み込むために策定した「**30by30ロードマップ**」が公表され、基本戦略のひとつである「生態系の健全性の回復」を実現するために、2030年までに陸と海の30%以上を保全するための具体的な取組みが示されました。



生物多様性国家戦略 2023-2030 に関連した国内外の動き³⁰

生物多様性国家戦略 2023-2030 は、新たな世界目標である昆明・モンテリオール生物多様性枠組に対応し、2030年のネイチャーポジティブの実現に向けたロードマップです。生物多様性国家戦略 2023-2030では、2030年までに達成すべき短期目標として「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」を掲げ、自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させるための基本戦略と行動計画を具体的に示しています。



生物多様性国家戦略 2023-2030 の骨格³¹

³⁰ 「次期生物多様性国家戦略(案)地方説明会資料」(環境省 2023年2月)

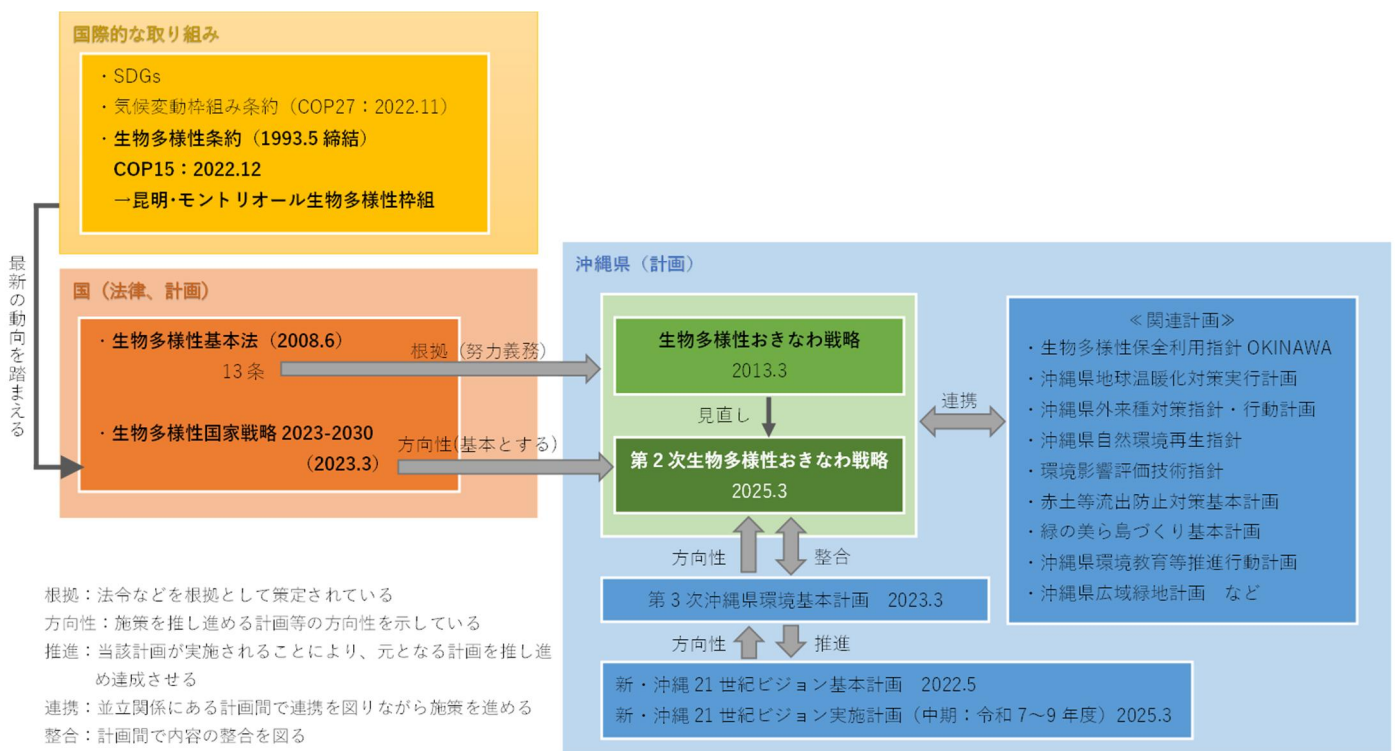
³¹ 「生物多様性国家戦略 2023-2030の概要」(環境省 2023年3月)をもとに作成

2. 第二次生物多様性おきなわ戦略の策定について

(1) 位置づけ

本戦略は、生物多様性基本法第13条において、地方公共団体が策定するよう努めることが定められている生物多様性地域戦略であり、沖縄県における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画として、2013（平成25）年3月に策定した「生物多様性おきなわ戦略」（以下、「第一次戦略」とする。）の改定版です。

生物多様性基本法では、地域戦略は生物多様性国家戦略を基本として策定することとされています。本戦略の策定にあたっては、新国家戦略の内容、生物多様性に関する国際的な動向、現在の社会的状況、自然環境の現状等をふまえるとともに、沖縄県の生物多様性に関わる関連計画との整合を図りました。



第二次生物多様性おきなわ戦略の位置づけ

本戦略と特に関連がある沖縄県の計画の内容と方針について、以下に示しました。

【新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画】

- ・ 県民が望む将来像を示した「沖縄 21 世紀ビジョン」の実現に向けた基本方向や基本施策等を示し、沖縄振興分野を包含する総合的な基本計画となります。
- ・ 沖縄振興特別措置法の沖縄振興計画としての性格があります。
- ・ 計画期間は令和 4 年度（2022 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの 10 年間の計画です。

施策展開の基本的指針

「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成

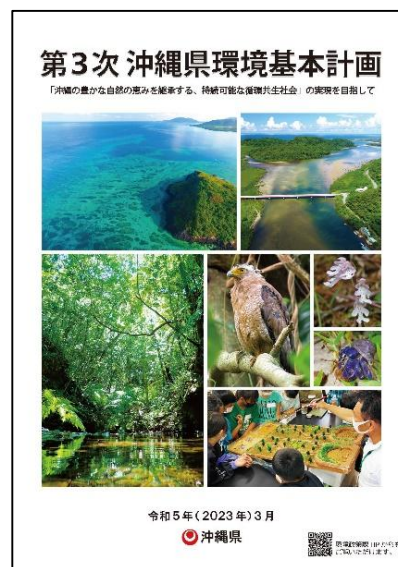
- 社会：平和で生き生きと暮らせる「誰一人取り残すことのない優しい社会」の形成
- 経済：世界とつながり、時代を切り拓く「強くしなやかな自立型経済」の構築
- 環境：人々を惹きつけ、ソフトパワーを具現化する「持続可能な海洋島しょ圏」の形成

【第 3 次沖縄県環境基本計画】

- ・ 沖縄県環境基本条例に基づく、沖縄県の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された計画であり、「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」を環境面から推進します。
- ・ 計画期間は令和 5 年度（2023 年度）から令和 14 年度（2032 年度）までの 10 年間の計画です。

沖縄県が目指す環境像

沖縄の豊かな自然の恵みを継承する、持続可能な循環共生社会

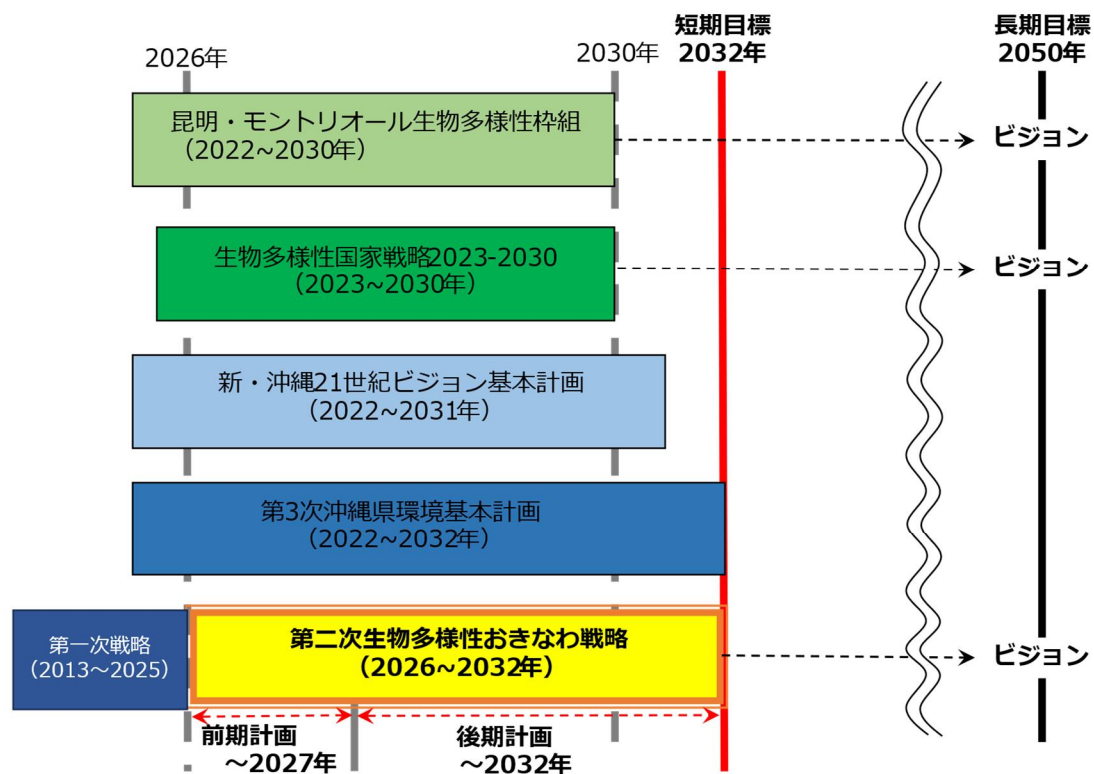


(2) 対象地域

沖縄県全域を対象地域とします。

(3) 計画期間

本戦略では 2026（令和 8）年度から、第 3 次沖縄県環境基本計画に合わせた 2032（令和 14）年度までの 7 年間の短期目標として設定し、県などの関係機関において、様々な施策を展開していきます。また長期目標として、2050（令和 32）年の将来像を設定します。

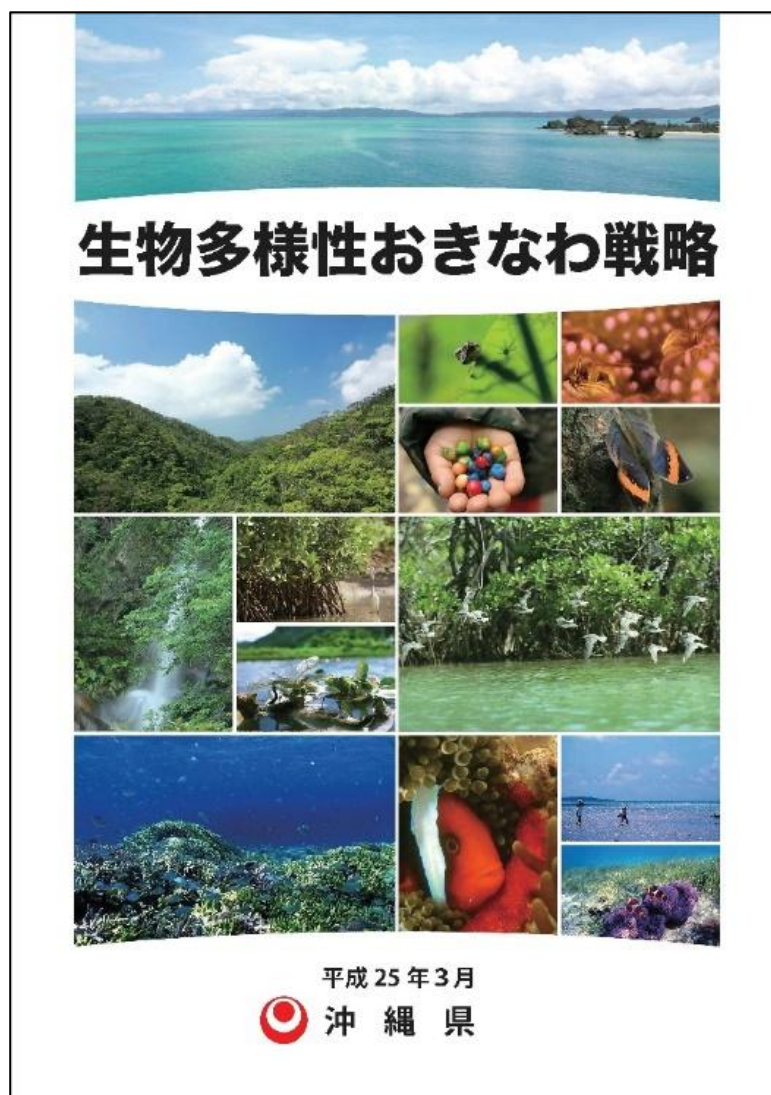


本戦略と関連計画の計画期間

なお、短期目標の計画期間の中間となる 2027（令和 9）年度までを前期計画期間、2032（令和 14）年度までを後期計画期間とします。

3. 第一次戦略の評価について

第一次戦略である「生物多様性おきなわ戦略」は平成 25 年 3 月に策定されました。



第一次戦略の表紙（生物多様性おきなわ戦略 平成 25 年 3 月 沖縄県）

2030 年の中長期目標として「島々の生物多様性を育み、人と自然が共生する豊かな社会を形成する」ことを掲げるとともに、2022 年の短期目標として（1）生物多様性を保全・回復し、自然からの恵みを持続的に享受するための取組を拡大する、（2）生物多様性に関する理解を社会的に浸透させるとしていました。

また、5 つの基本施策を定め、基本施策に沿った 118 の事業・取組が示されています。

次に、第一次戦略の短期目標に対してあげた主な取組結果と基本施策と事業・取組の進捗を次に示します。

第一次戦略の短期目標に対する主な取組結果

短期目標	内容	主な取組結果
<p>(1) 生物多様性を保全・回復し、自然からの恵みを持続的に享受するための取組を拡大する</p>	<p>生態系の保全を図ることで、生物多様性の損失を止め、既に消失、劣化した生態系については科学的な知見に基づきその再生を図るとともに、自然からの恵みを賢明に利用することにより、自然からの恵みを将来にわたって持続的に享受します。 特に、世界的にも貴重な沖縄の自然を保全し、しまんちゅの宝として次世代に繋いでいくため、世界自然遺産への登録を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然保護区の面積は拡大(平成 23 年:53,473ha→令和3年:90,156ha) ・絶滅種数は平成 28 年に2種増加して 21 種になったものの、その後は種数を維持している(平成 23 年度:19 種→令和3年度:21 種) ・沖縄県自然環境再生指針の策定(平成 27 年) ・計画通りに自然再生事業が進行(6 地域で取組) ・令和 3 年7月に沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録の実現
	<p>沖縄の美ら海を特徴づけるサンゴ礁生態系の保全・再生を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・面的な広がりのある大規模なサンゴの植え付けを実施(3.42ha の海域に 15 万 1,314 本のサンゴ種苗の植付け) ・海岸保全施設の整備に際し、生態系や自然景観など周辺の自然環境に配慮した整備を促進(自然環境に配慮した海岸整備の延長:平成 23 年度:600m→令和3年度:2,560m) ・オニヒトデ大量発生の予察実証や大量発生メカニズム解明に関する調査研究を実施 ・オーストラリア国立海洋科学研究所と研究協力協定を締結し、効率的なオニヒトデ対策の研究を推進
	<p>自然資源の利用ルール of 普及啓発や環境負荷の少ない観光施設の整備などにより、自然からの恵みを持続的に享受できる環境共生型観光地の形成を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「保全利用協定制度」を活用し、自然環境の持続可能な利用を図るため、事業者ヒアリングや協定制度に関するオンライン配信、旅行業界向け勉強会、締結事業者間の懇談会を開催。事業者間における保全利用協定の認定数は 10 協定となった(平成 23 年:2協定→令和3年:10 協定)
<p>(2) 生物多様性に関する理解を社会的に浸透させる</p>	<p>生物多様性に対する認識の向上を図り、生物多様性の保全に関する取組に県民の参加を促すことにより、生物多様性に関する理解を社会的に浸透させます。そのために、まず、沖縄の生物多様性への理解を深めるためネットワークの拠点となる生物多様性プラザ(仮称)の構築を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性情報プラットフォームを構築、情報の一元化を図り、県内外に向け情報発信 ・県内小学校の 4～6 学年全員を対象に「生きものいっせい調査」、一般を対象にフォトコンテストを実施(H27 年度:1,655 人 → R3年度:4,054人) ・環境教育推進校を指定(2 年間)。先進校視察や課題研究、成果報告などを実施した際には、指導助言など支援を行った <ul style="list-style-type: none"> ○H24～25 久米島高等学校 ○H27～28 辺土名高等学校 ○H29～30 コザ高等学校 ○R1(H31)～R2 北山高等学校 ・第 11 管区海上保安本部等と連携する OCCN(沖縄クリーンコーストネットワーク)の活動を行った

第一次戦略の基本施策と事業・取組の進捗

基本施策		■順調 ■概ね順調 ■やや遅れ ■大幅な遅れ ■その他
1 生物多様性の損失を止めるための取組	(1) 生態系保全区域の拡大と適正管理	5 (順調) 3 (概ね順調) 2 (やや遅れ)
	(2) 世界自然遺産への登録推進	4 (順調)
	(3) 希少野生生物の保全	8 (順調)
2 生物多様性を保全・維持し、回復するための取組	(1) 陸域・水辺環境の保全・再生	6 (順調) 4 (概ね順調) 1 (やや遅れ) 1 (その他)
	(2) 赤土等流出防止対策	1 (その他) 5 (やや遅れ) 1 (その他)
	(3) 環境配慮型工法の推進	3 (順調) 2 (概ね順調) 1 (その他)
	(4) 環境影響評価制度の充実	2 (順調)
	(5) サンゴ礁、干潟などの保全・再生	10 (順調) 1 (やや遅れ) 1 (その他)
3 自然からの恵みを賢明に利用するための取組	(1) 自然と共生する農林水産業の推進	10 (順調) 2 (概ね順調)
	(2) 自然と共生する観光産業の推進	3 (順調) 1 (大幅な遅れ)
	(3) 生物資源の有効活用	3 (順調)
4 生物多様性に対する認識の向上を図るための取組	(1) 情報収集・発信と拠点の強化	8 (順調)
	(2) 市町村の地域戦略策定の促進	2 (その他)
	(3) 生物多様性への理解促進	7 (順調) 2 (概ね順調) 1 (やや遅れ)
5 生物多様性の保全に関する取組に県民参加を促すための取組	(1) 様々な主体による活動の拡大	5 (順調) 3 (その他)
	(2) 優良活動事例の共有	3 (順調)
	(3) 県民参加を促す仕組みづくり	3 (順調) 1 (概ね順調) 2 (やや遅れ) 1 (その他)

基本施策毎に実施した事業・取組について評価*を行った結果、約 8 割が「順調・概ね順調」と評価されました。「やや遅れ・大幅な遅れ」は全体の 1 割となっており、新型コロナウイルスの影響はあるものの、短期目標に対して一定の成果があげられたと考えられます。

これらの評価を活かして、本戦略では以下の方向性で施策を作成していきます。

- 第一次戦略における短期目標に対する取組結果や事業・取組とその評価を参考にしつつ、生物多様性国家戦略 2023-2030 や関連計画との整合を図った事業・取組（行動目標）を新たに設定する。
- 新しい概念や生物多様性に係る最新の知見を十分に取り込んだ事業・取組（行動目標）とする。

*第一次戦略の評価については、「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」（平成 24 年 5 月策定）における「検証票」を用いることを基本として、実施しました。